

名古屋市緑政土木局請負工事成績評定要領
 考査項目・法令遵守等の取扱い

(目的)

第1条 この取扱いは、名古屋市緑政土木局請負工事成績評定要領(以下「要領」という。)に規定する考査項目中d及びe評定並びに法令遵守等における減点に係る手続きの詳細を定めることにより、工事成績評定を適正かつ公平に行うことを目的とする。

(監督員の種別ごとの改善指示の対象)

第2条 総括監督員、主任監督員及び担当監督員の改善指示の対象となる考査項目細別は、次表のとおりとする。

監督員の種別	考査項目細別
担当監督員	施工管理、工程管理、安全対策、対外関係、出来形及び品質
主任監督員	施工体制一般及び配置技術者
総括監督員	措置要求を出す場合における法令遵守等

(監督員による改善指示)

第3条 監督員の文書による改善指示の方法は以下のとおりとする。

- (1) 期日を指定して、監督員から請負人に対し、口頭指示を行うものとする。この場合においては、当該指示の内容について、監督員は打合せ記録簿(名古屋市緑政土木局土木工事標準仕様書(以下「仕様書」という。)第35号様式)を作成し、受注者の現場代理人にその写しを交付するものとする。
- (2) 前号の口頭指示について、期日までに改善されない場合は、新たな期日を指定して、監督員から請負人に対し、通知書(仕様書第32号様式)を作成し、請負人に交付する方法により、文書指示を行うものとする。この場合においては、該当する考査項目に

ついて、評定をdとする。

- (3) 前号の文書指示について、期日までに改善されない場合は、新たな期日を指定して、監督員から請負人に対し、催告書（仕様書第32号様式）を作成し、請負人に交付する方法により、2回目の文書指示を行うものとする。ただし、出来形又は品質の改善を要する場合は、請求書（仕様書第32号様式）を作成し、請負人に交付する方法により、名古屋市工事請負契約約款第16条第1項の改造請求を行うものとする。これらの場合においては、該当する考査項目について、評定をeとする。
- (4) 前号の文書指示又は改造請求について、期日までに改善又は改造されない場合、新たな期日を指定して、監督員から請負人に対し、工事関係者に関する措置要求書（仕様書第7号様式）を作成し、請負人に交付する方法により、名古屋市工事契約約款第11条第2項に基づく措置要求を行うものとする。当該措置要求については、文書による注意処分があったものとして取り扱うこととし、評定については、該当する考査項目について、前号の規定により対象となる監督員の評定をeとしたうえで、さらに、総括監督員において、法令遵守等の項目中文書による注意処分として8点を減点する。
- (5) 前号の措置要求について、期日までに改善されない場合、新たな期日を指定して前号と同様の措置を行うものとする。この場合においては、第3号及び前号の規定による評定に加えて、さらに総括監督員において、法令遵守等の項目から2点を減点する。
- (6) 前号の措置要求について、なお期日までに改善されない場合、前号と同様の措置を繰り返すものとし、評定は、総括監督員において、法令順守等の項目から、この号における措置要求1回について2点を累積して減点する。
- (7) 前6号の規定にかかわらず、請負人が改善すべき案件の緊急性又は重要度が高く、前号までの段階的な手続きを行う時間的な余

裕がないと認められる場合は、第1号の口頭指示を行うことなく第2号の文書指示を行い、又はただちに第4号の措置要求を行う等、必要な措置を行うことができるものとする。

(改造請求及び修補指示)

第4条 担当監督員の請負人に対する改造請求（前条の規定による改造請求を除く。）の方法は以下のとおりとする。

- (1) 工事の施工部分が設計図書と適合していないことが判明した場合は、名古屋市工事請負契約約款第16条第1項の規定により、期日を指定して、監督員から請負人に対し、請求書（仕様書第32号様式）を交付する方法による改造請求を行うものとする。この場合においては、該当する考査項目について、評定をeとする。
- (2) 前号の改造請求について、期日までに改造されない場合における措置（評定を含む。）については、前条第4号から第6号までの規定を適用するものとする。
- 2 検査の結果、工事の施工部分が設計図書と適合しないことが判明した場合は、期日を指定して、検査員から請負人に対し、検査結果通知書（仕様書第20号様式）を交付する方法により、名古屋市請負工事契約約款第31条第6項に基づく修補指示を行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、名古屋市工事請負契約約款31条第7項の規定により値引きして引渡しを受ける場合は、修補指示を行わないものとする。
- 4 前2項の規定による修補指示又は値引きがあった場合においては、該当する考査項目の評定をeとする。

(法令遵守等に係る減点)

第5条 総括監督員は、要領第3条第3号の考査項目別運用表に基づき、法令遵守等による減点を行うものとする。

(改善指示又は改造請求があった場合における検査員による評定)

第6条 検査員は、次表左欄に掲げる考査項目細別について、同表中欄に掲げる場合は、同表右欄に掲げる評定を行うものとする。

考査項目細別	場合	評定
施工管理	監督員から文書による改善指示が行われていた場合	d (改善指示に従わなかった事実があった場合はe)
出来形及び品質	監督員から文書による改善指示が行われ、改善された場合	d
出来形及び品質	監督員から改造請求が行われた場合	e

(その他の評定)

第7条 前4条の規定による評定のほか、次表左欄の評定者は、右欄に掲げる考査項目細別について、要領第3条第3号の考査項目別運用表の評定基準に従って、評定を行うものとする。

評定者	考査項目細別
検査員	出来ばえ
総括監督員	安全対策
主任監督員	工程管理

(その他)

第8条 この取扱いによって監督員が請負人に対して交付すべき文書について、請負人が受け取り拒否した場合は、郵送（配達証明）の方法により交付するものとする。

2 前項の規定によって文書を郵送した場合において、請負人がその受け取りを拒否した場合には、当該文書は請負人に到達したものとみなす。

附 則

- 1 この取扱いは、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に行われる成績評定から適用する。
- 2 施行日以後に評定を行う場合は、施行日前に行われた口頭指示、文書指示、改造請求、修補指示及び措置要求について、この取扱いによる手続きが行われたものとみなして行うものとする。